

大 学 院 履 修 要 綱

2 0 2 5 年 度

川村学園女子大学大学院

目 次

I	川村学園の沿革と教育の理念	1
II	研究科及び課程等について	2
III	学位論文について	4
IV	試験及び成績評価について	20
V	学生番号・学生氏名について	21
VI	学籍異動について	22
VII	事務取り扱い等について	23
VIII	証明書等について	24
IX	教職課程について	25
X	専攻の概要・開講科目について	
	カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー	26
	学位論文の評価基準	32
1.	心理学専攻	33
2.	比較文化専攻（博士前期課程）	42
3.	比較文化専攻（博士後期課程）	49
XI	諸規則	
1.	川村学園女子大学大学院学則	51
2.	人文科学研究科委員会規程	58
3.	川村学園女子大学学位規程	59
4.	川村学園女子大学大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規	62
5.	川村学園女子大学大学院博士の学位審査に関する細則	64

I 川村学園の沿革と教育の理念

本学園は、創立者川村文子によって“人づくり”の根幹は母親教育であり、女子教育の振興によって、家庭を始めとした理想社会の実現が図られ、ひいては人類愛に結ばれた平和な世界の創造に寄与するものであるとの確固たる信念の具現を目的に、大正13年「川村女学院」として創立された。

本学園は「感謝の心」を基盤とした「自覚ある女性」の育成による「社会への奉仕」を教育の理念として、幼稚園から大学までの一貫教育による徳育・知育・体育の調和のとれたゆとりある教育を施し、豊かな教養・人間性・品性を備えた卒業生を多く世に送り、社会の要請に応えるとともに建学の精神の顕現に邁進している。

Ⅱ 研究科及び課程等について

1. 研究科及び課程

川村学園女子大学大学院に人文科学研究科（修士課程、博士前期課程及び博士後期課程）を設け、研究科に心理学専攻、教育学専攻及び比較文化専攻を置く。

博士前期課程を修士課程として取り扱う。

2. 研究科の目的

川村学園創立の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。

その要請に応えるべく幅広い視野と総合的な判断力・問題解決能力を備えた高度専門職業人の養成と社会人の再教育を行うプログラムが設定されている。

3. 学位の種類

(1) 修士課程

研究科	専攻	学位の種類
人 文 科 学	心 理 学	修士（心理学）
	比 較 文 化	修士（文 学）

(2) 博士後期課程

研究科	専攻	学位の種類
人 文 科 学	比 較 文 化	博士（文 学）

4. 修了要件

(1) 修士課程

①修了の要件は、修士課程に2年以上在学し、所定の学科目について30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

②研究科において適当と認めたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

③特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項①にかかわらず修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 博士後期課程

①修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の学科目について14単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

②特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項①にかかわらず博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

5. 履修方法

本学では、学内ポータルシステムとしてUNIVERSAL PASSPORT（通称：UNIPA）を導入している。UNIPAで、履修登録を行う。（<https://portal.kgwu.ac.jp/>）

(1) 修士課程

①指導教員及び科目の決定

- ・自己の研究科目、研究テーマの選定に合わせて、修士論文作成等の指導を受ける指導教員（専任）を決めなければならない。
- ・履修科目は、専攻の開講科目の中から30単位以上を登録し、履修しなければならない。
- ・科目の選択にあたっては、指導教員の指導・助言を受け、研究テーマに関連の深い全科目にわたって履修すること。

②履修科目の登録

- ・一度単位を修得した科目は、担当教員・授業内容・年度がかわっても再度履修することは出来ない。

(2) 博士後期課程

①指導教員及び科目の決定

- ・自己の研究科目、研究テーマの選定に合わせて、博士論文作成等の指導を受ける指導教員（専任）を決めなければならない。
- ・履修科目は、専攻の開講科目の中から14単位以上を登録し、履修しなければならない。
- ・科目の選択にあたっては、指導教員の指導・助言を受け、研究テーマに関連の深い全科目にわたって履修すること。

②履修科目の登録

- ・一度単位を修得した科目は、担当教員・授業内容・年度がかわっても再度履修することは出来ない。

Ⅲ 学位論文について

1. 修士論文について

(1) 2025年度 修士論文審査等に関する日程

	区 分	期 日	備 考
1	論文題目届の提出締切	5月30日(金)	修了年次生は、「修士論文題目届」を作成し、修学支援室に提出する。
2	研究計画書の提出締切	10月31日(金)	1年次生は「研究計画書」を作成し、修学支援室に提出する。
3	論文概要の提出締切	10月31日(金)	修了年次生は、「論文概要の提出について」を添えて「論文概要」2通（1通は写しでも可）を修学支援室に提出する。
4	論文の提出	1月15日(木)・ 16日(金)	修了年次生は「修士論文審査申請書」を添えて論文1篇、3通（正本1通、副本2通）を修学支援室に提出する。
5	論文発表会の開催	各専攻で定める	審査委員会は、論文発表会を開催する場合は、開催する場所、日時等をあらかじめ関係教員及び学生に周知させ、修学支援室に連絡する。
6	最終試験の実施	各専攻で定める	最終試験実施の場所及び時間等は各専攻で定める。 専攻長は、試験実施に必要な事項を、あらかじめ学生に周知させ、修学支援室に連絡する。
7	課程修了者発表	3月5日(木)	
8	学位の授与 (学位記授与式)	3月20日(金)	

(2) 修士論文の作成について

修士論文は自己の研究テーマに沿って指導教員の指導を受け2年次で提出しなければならない。
ただし、研究科委員会が認めた場合は1年次で提出することができる。

①論文題目提出について

論文題目は5月末日までに、指導教員の承認を得て提出しなければならない。
提出された論文題目を変更するときは、指導教員と十分に相談したうえ、承認を得て「修士論文題目変更届」を提出すること。

②論文作成について

論文の作成にあたっては、指導教員の指導を受けること。
3部作成し、その内1部は必ず正本とする。
論文枚数・書式・サイズ等は、次のとおりとする。
ただし、論文用用紙・表紙（表紙用厚紙・表紙用シール等）は、指導教員の指導を受けること。

(3) 論文枚数等（枚数は400字詰原稿用紙の場合）

専攻	枚数	書式	用紙サイズ	備考
心 理 学	50枚以上	横書	A4	
比 較 文 化	50枚以上	横書／縦書	A4	

修 士 論 文 題 目 届

年 月 日

川村学園女子大学長 殿

専攻	学生番号							
氏 名	印							

研 究 題 目

研 究 目 的

研究計画と方法

指導教員名

専 攻 長 印		指 導 教 員 印	
---------	--	-----------	--

修 士 論 文 題 目 変 更 届

年 月 日

川村学園女子大学長 殿

専攻	学生番号							
氏 名	印							

下記の理由により、修士論文題目の変更を許可願いたくお届け致します。

記

変 更 理 由

--

変更後の題目

--

指導教員名

--

専攻長印		指導教員印	
------	--	-------	--

研 究 計 画 書

提 出 日	年 月 日							専 攻	
学 生 番 号								氏 名	印

修学支援室受付

指導教員印

<表紙の記入方法>

〇〇〇〇年度 修士論文

論 題

副 題

川村学園女子大学大学院 人文科学研究科 〇〇専攻

学生番号

氏名

指導教員名

※題目（副題）及び〇印の欄をすべて記入してください。

論文概要の提出について

このたび、修士論文審査及び最終試験取扱内規第2条に基づき下記のとおり論文概要を提出いたします。

記

論文題目	
提出書類	論文概要 2通

年 月 日

川村学園女子大学長 殿

専攻

学生番号

氏 名 印

指導教員印	
専攻長印	

論文概要

提出日	年 月 日							専攻	
学生番号								氏名	

修学支援室受付

指導教員印

修士論文審査申請書

年 月 日

川村学園女子大学長 殿

申 請 者

年度入学 専攻
学生番号
氏 名 印

このたび、修士論文の審査を受けたく、下記のとおり論文を提出いたしますので、審査くださるよう申請いたします。

記

論文題目	
提出書類	修士論文 1 篇 3 通

指導教員氏名	印
専攻長氏名	印

2. 博士論文について

博士論文審査等に関する日程

	区 分	期 日	備 考
1	研究主題届の提出締切	5月末	1年次生は、「研究主題届」3通を作成し、指導教員及び修学支援室へ各1通提出し、1通は学生が所持する。
2	論文の提出締切	1月中旬	「学位申請書」に学位論文・論文要旨・論文目録・履歴書を添えて修学支援室に提出する。課程を経ない者にあつては他に論文審査手数料を要する。
3	論文審査委員会の設置 及び論文審査の開始	1月中旬	研究科委員会は審査委員会を設け、審査を開始する。 なお、審査の期間は課程修了予定者にあつては、学年度末までとし、課程を経ない者にあつては論文を受理した日から1年以内とする。 専攻長は、審査委員の氏名（博士論文審査委員名簿）を修学支援室へ報告する。
4	論文発表会の開催	1月下旬	審査委員会は、論文発表会を開催する場合は、開催場所・日時等をあらかじめ関係教員及び学生に周知させる。
5	最終試験の実施		審査委員会は、試験実施に必要な事項をあらかじめ学生に周知させる。
6	課程修了者の発表	3月上旬	所定の場所に修了者を掲示する。
7	学位の授与 (学位記授与式)	春分の日	
8	学位論文の要旨等の公表		学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に論文内容の要旨及び審査結果の要旨を公表する。
9	学位論文の公表	3月	学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を印刷公表する。
10	学位授与の文部科学大臣への報告	6月	学長は、当該学位を授与された日から3か月以内に文部科学大臣に報告する。

研究主題届

年 月 日

川村学園女子大学長 殿

専攻	学生番号								
氏 名	印								

研究 題 目

--

研 究 目 的

--

研究計画と方法

--

指導教員名

--

専 攻 長 印		指 導 教 員 印	
---------	--	-----------	--

研究主題変更届

年 月 日

川村学園女子大学長 殿

専攻	学生番号								
氏 名	印								

下記の理由により、博士論文題目の変更を許可願いたくお届け致します。

記

変 更 理 由

--

変更後の題目

--

指導教員名

--

専攻長印		指導教員印	
------	--	-------	--

<表紙の記入方法>

〇〇〇〇年度 博士論文

論 題

副 題

川村学園女子大学大学院 人文科学研究科 〇〇専攻

学生番号

氏名

指導教員名

学 位 申 請 書

年 月 日

川村学園女子大学長 殿

川村学園女子大学大学院

人文科学研究科

専攻

年度入学

学生番号

氏 名

印

川村学園女子大学学位規程第〇条第〇項の規程により博士の学位論文に下記の書類を添えて提出しますので御審査くださるようお願いいたします。

記

1. 論 文 要 旨 3 部

2. 履 歴 書 3 部

3. 論 文 目 録 3 部

研究科長印	専 攻 長 印	指導教員印

論文目録

川村学園女子大学大学院

人文科学研究科 専攻	年度入学	学 生 番 号 <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>									氏 名 印
学 位 論 文 1. 題 目 2. 印刷公表の方法及び時期 3. 冊 数											
参 考 論 文											

履 歴 書

川村学園女子大学大学院

ふりがな 氏 名		生年 月 日	年 月 日 満 歳
本 籍		国籍	
学 歴（高等学校卒業以後）			
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
研 究 歴			
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			
職 歴			
年 月 日 年 月 日 年 月 日			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 印			

学位論文の内容の要旨

学 位 申 請 者	
論 文 題 目	
審 查 委 員	

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard writing template.

IV 試験及び成績評価について

1. 試験

学期末に試験（筆記試験、単位レポート、口頭試問等）を行うことがある。
試験時間割および方法は、7月上旬または1月上旬にお知らせする。

2. 成績評価・単位認定

本学における学力評価は担当教員の授業方針ならびに評価方針により、試験・レポート・授業中などにおける学生の学力表示の実績に基づき、次の基準で行われる。

合格した科目については、所定の単位を認定する。

ただし、学則第23条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

（合格）

A A……特に優れた学力を示したもの (100～90点)

A……優れた学力を示したもの (89～80点)

B……妥当と認められる学力を示したもの (79～70点)

C……合格と認められるための最低限度の学力を示したもの (69～60点)

（不合格）

D……合格と認められるに足る学力を示さなかったもの (59～0点)

※N（無評価）

授業料未納・出席日数不足・試験欠席・レポート未提出・履修辞退・休学等により、教員が評価を行い得ないもの。

3. 成績発表

- (1) 前期科目・・・9月上旬の所定日
- (2) 後期科目・通年科目・・・3月上旬の所定日
- (3) 「成績」の記載内容について質問がある場合は、発表日から3日以内に修学支援室に申し出ること。
評価については、直接担当教員に問い合わせること。

※成績発表については、別途お知らせする。

V 学生番号・学生氏名について

1. 学生番号

学生番号は7桁で構成され、その内訳は次のとおりである。学内での事務処理は、ほとんどこの学生番号で処理されるので、学生証携帯と併せて正確に覚えておくこと。

学生番号の見方

(例) 人文科学研究科・心理学専攻・2025年度入学・1番

5	0	2	5	0	0	1
研究科 専攻		入学年度		連番		

研究科・専攻のコード

研究科	専攻	課程	コード
人文科学	心理学	修士	50
	比較文化	博士前期	52
	比較文化	博士後期	55

2. 学生氏名

学生氏名は、住民票または外国人登録済証明書に記載されたとおりとする。

外国人登録済証明書に記載されている通称名の使用を希望する者は、願い出て許可を得ること。

通称名使用の許可を得た者は、本大学院在学中一貫して通称名を使用することとし、本大学院発行の証明書、成績表、各種名簿等はすべて通称名で表示する。

VI 学籍異動について

1. 休 学

(1) 休学の手続き

疾病その他やむを得ない理由により、2ヵ月以上修学することができない者は、「休学願」を修学支援室に保証人連署で提出しなければならない。疾病による休学の場合は、医師の診断書を添付すること。

(2) 休学の期間

休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

休学期間は、通算2年を超えることができない。

休学は、在学年限に算入しない。

(3) 休学する場合の学費

休学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。

学期の途中から休学を希望する場合は、在籍料は半額となりません。

2. 復 学

休学中の者が復学をしようとするときは、「復学願」を修学支援室に保証人連署で提出しなければならない。

疾病による休学の場合は、医師の診断書を添付すること。

3. 留 学

(1) 留学の手続き

外国の大学院で学修することを志願する者は、「留学願」を修学支援室に保証人連署で提出しなければならない。

(2) 修得単位

学生が留学先で履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の認定により、修了に必要な単位に算入することができる。

(3) 留学期間

留学期間は、在学年限に算入する。

4. 退 学

(1) 退学を希望する者は、「退学願」を修学支援室に保証人連署で提出しなければならない。

(2) 「退学願」提出時に、学生証及び貸与品等を返還すること。

(3) 退学年月日については、原則として研究科委員会決議日とする。

5. 除 籍

次の事項に該当する者は、これを除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもお納付しない者

(2) 学則第11条に定める在学年限を超えた者

(3) 学則第37条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

学籍異動の手続き前に、必ず指導教員の指導を受けること。

VII 事務取り扱い等について

1. 授業時間

授業時間は、1時限を90分として、1日5時限を次のように区分する。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
8:50 ～ 10:20	10:30 ～ 12:00	12:50 ～ 14:20	14:30 ～ 16:00	16:10 ～ 17:40

2. 休 講

科目担当教員が、病気その他やむを得ない理由で授業を休講としなければならない場合がある。

休講の連絡は、UNIPAにて配信をする。

休講の連絡がなく、授業開始時間より30分を経過しても教員が教室に出講しない場合は、修学支援室に連絡して指示を受けること。

3. 電車不通の場合の休講措置

暴風・大雨・暴風雨などの気象警報が発令され電車が運行されない場合は、休講措置とすることがあります。休講措置が決定した時点で、大学ポータルサイト（UNIPA）及び大学ホームページでお知らせします。なお、台風や大雪など事前に相当の被害が予想される場合は、前日までに休講措置を決定することがあります。

※状況により、午前のみ休講措置として3時限より授業を行うことがあります。

※電車の事故・故障などにより、一時的に運行されない場合は除きます。

JR常磐線は「北千住－土浦」、JR成田線は「我孫子－成田」の区間が不通になった場合を判断の対象とします。

JR常磐線以外の交通機関が運行を中止し出席できなかった場合は、修学支援室備え付けの所定用紙に記入し、各科目担当教員へ提出してください。

VIII 証明書等について

(1) 各種証明書の取扱について

下記の証明書は、12号館1階事務部窓口で所定の申込用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて申し込むこと。

各種証明書手数料・交付日

種 類	手数料	交付日
在 学 証 明 書	4 0 0 円	原則として申込日の翌日
成 績 証 明 書		
修 了 見 込 証 明 書		
修 了 証 明 書		
単 位 修 得 証 明 書		
教 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書		
退 学 証 明 書		
健 康 診 断 証 明 書		
英 文 証 明 書	8 0 0 円	約 2 週間後

※証明書は、学生証と引換書を持参し必ず学生本人が受領すること。

交付日が休日と重なった場合は、その翌日とする。

長期休業中の取り扱いについては、別途お知らせする。

交付日より1ヵ月を過ぎても受け取りに来ない場合は、その証明書を処分する。

(2) 学生証（再交付）および学長推薦書（就職用）について

学生証（再交付）、学長推薦書（就職用）が必要な場合は、2号館1階学生生活支援室および就職支援室に直接問い合わせること。

種 類	手数料	交付日
学 生 証 （ 再 交 付 ）	3, 0 0 0 円	約 1 週間後
学 長 推 薦 書 （ 就 職 用 ）	4 0 0 円	申込時に確認すること。

IX 教職課程について

1. 取得できる免許状の種類と教科

研究科	専 攻	免許状の種類と教科
人文科学	心 理 学	高等学校教諭専修免許状（公民）
	比 較 文 化	中学校教諭専修免許状（英語）
		高等学校教諭専修免許状（英語）
		中学校教諭専修免許状（社会）
		高等学校教諭専修免許状（地理歴史）

※専修免許状取得を希望する者は、一種免許状取得済みであること。

一種免許状を取得済みのものは、専修免許状取得に必要な科目を履修し、修士課程を修了し、免許状取得の申請手続きを行えば、専修免許状を取得できる。

ただし、その場合、取得済みの一種免許状と、取得を希望する専修免許状の教科および学校種が同一であることが条件となる。

修了時に専修免許状の取得を希望する者は、入学時に既取得免許状の写し（両面）を持参のうえ、修学支援室に申し出ること。

2. 基礎資格と最低修得単位数

所要資格 免 許 状	基 礎 資 格	大学が独自に設定する科目 （大学院で修得すること）
中学校・高等学校 教 諭 専 修 免 許 状	修士の学位を 有すること	24

※上記単位を修得見込みの修了年次生のみ、修学支援室で教員免許状一括申請の受け付けをするが、詳細はあらためてお知らせする。

一括申請の手続きに間に合わない場合は、修了後個人で居住地の各都道府県教育委員会に申請しなければならない。この場合は、免許状の交付まで1～2カ月かかる。

3. 教員免許状一括申請の手続・免許状の交付について（修了年次生）

前記の表に定められた所要資格を有する見込みの修了年次生は、教員免許状授与願を本学を通して千葉県教育委員会に提出することができる。免許状は、学位記授与式当日に交付される。

教員免許状一括申請説明会等の日程は次のとおりであるが、詳細はあらためてお知らせする。

- (1) 教員免許状一括申請書類の配付とその説明（修了年次の10月・12月・2月）
- (2) 申請者の基礎資格および修得単位の審査（同2月）

4. 教員免許状取得後について

教員免許状の授与権者は、各都道府県の教育委員会であり、免許状取得後における教員免許状授与証明書の作成・発行、免許状の書き換え、再交付等はすべて授与権者に対し、各人が行うことになる。

千葉県の場合は、千葉県教育庁 教育振興部 教職員課 免許班
〒260-8662
千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁中庁舎8階
Tel 043-223-4046 Fax 043-201-1766

X 専攻の概要・開講科目について

人文科学研究科 心理学専攻

◎カリキュラム・ポリシー

【教育課程編成】

臨床心理学領域：

1. 臨床心理学の基礎を必修とし、実習・スーパーヴィジョンにより心理臨床領域の実践力が身につくようカリキュラムを編成する。

2. 臨床心理学の基礎と実習のみならず、認知、社会、発達など幅広い科目を設置し、心理学全般の高度な知識、理解力を養成する科目を設置する。

3. 多様な現場に対応した即戦力・応用力を身につけられるよう、各種の治療的理論や技法、心理療法を修得するための科目を配置する。

心理行動科学領域：

1. 最新の研究成果を示し、心理学の専門職に求められる高度な知識や分析力を修得できるようカリキュラムを編成する。

2. 認知心理学分野と社会心理学分野を中心に、人間の知的機能や対人関係のメカニズムを深く探究し、主体的に研究を行い得る能力を養成する科目を配置する。

【学修方法・学修過程】

1. 講義科目

臨床心理学領域では問題解決型学習、役割体験学習、課題学習を行う。心理行動科学領域では問題解決型学習、課題学習を行う。教員と院生だけでなく院生同士の討論を行うことによって、学習目的達成および学習内容の理解を深める。

2. 演習科目

課題に取り組むために、文献講読・調査を主に行う。講読・調査内容はレジメを作成するだけでなく内容についてのプレゼンテーションを行う。院生間、院生と教員間で討論を行い、レポート作成によって課題の理解を深める。

3. 実習科目

臨床心理学領域においては、学内の臨床心理相談センターおよび学外の医療・教育・福祉・司法・産業等の多領域にわたる実習協力機関で、実習を行う。事前指導における倫理的な教育はしっかり行う。実習に関するスーパーヴィジョンおよびケース・カンファレンスを通じた丁寧な指導を行うことにより、院生の理解を深める。

4. 研究指導

実証的、論理的な研究を進めるため、テーマの選定や実証方法・分析方法の選択、論文構

成や内容等に関して、指導教員が綿密な個別指導を行う。また、中間発表会・最終報告会等により集団指導を行う。両領域とも研究指導の中で研究倫理を丁寧に学ぶ。

5. 特色ある教育

臨床心理学領域では、臨床心理学領域以外の多様なカリキュラムを設置し、心理学全般に関する幅広い視点での学修が可能である。また、多彩な実習先を設定しているため、心理臨床の実践力が身につく。心理行動科学領域では、認知心理学と社会心理学を中心とした高度な知識と分析力の修得が可能である。

6. キャリア教育

学内・学外の機関等で実習・調査を行う場合、事前に日本臨床心理士会の倫理綱領および日本心理学会倫理規程に基づく倫理や各機関の職務規程についてのガイダンスを実施する。大学院修了後も外部実習・調査についてのレポート作成・報告および研究論文作成などに際して、守秘義務と個人情報保護に関する指導を行う。

各種学会への入会と参加を推奨している。臨床心理学領域では日本心理臨床学会、心理行動科学領域では日本心理学会、への入会および学会活動を勧めている。

臨床心理学領域では、公認心理師および臨床心理士受験のサポートを行う。

7. 学生への教育支援

研究・実習を円滑に行うために、情報・研究機器および心理検査器具を多数用意する。また体験・実践的な学びを深めることのために、実習・演習科目ではグループ活動を含めたアクティブラーニングを積極的に取り入れる。また公認心理師・臨床心理士資格に関する情報提供をし、個別サポートや授業外講習会を行う。

【学修成果の評価の在り方】

受け身の学修ではない学生の主体的な課題解決への取り組みを重視する。取り組んだ課題について、テーマ選択から結果の分析・検証に関してのまとめ方を評価する。その際、レポートそのもの、およびプレゼンテーション・討論能力等を総合的に評価する。

◎ディプロマ・ポリシー

【学位授与方針】

人文科学研究科心理学専攻では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

人文科学研究科心理学専攻における体系的学習を通じて、心理学についての高度でかつ広範な専門的知識・技能を修得して、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけていること。

専門職・研究者として社会において求められる態度・責任感・倫理観を持ち、豊かな感性を持って、主体的かつ協同的に社会に奉仕する志を養っていること。

【学生が身に付けるべき資質・能力】

1. 専門的知識 分析・表現・応用力

心理学全般に関する高度な知識や方法論、実践論等に精通し、専門領域において求められる分析力、表現力、応用力を十分に修得していること。

2. 専門職・研究者としての態度（主体性 協同 社会規範）

時代に求められる、自覚ある専門職・研究者として、その責務を十分に理解し、適切な倫理観と豊かな感性とともに、常に科学的視座をもち、主体的かつ協同して社会諸課題解決に向け貢献する志を修得していること。

3. 心理臨床専門職としての能力修得

心理臨床の場における多様な状況において、充分に対応できる実践力や、治療的理論、技法等に習熟し、かつ、人間に対する、深い洞察力、共感性を修得していること（臨床心理学領域）。

4. 心理行動科学研究実践のための能力修得

専門的領域における最新の知識、研究等に精通し、更に、自らそれを分析、深化する能力を有し、各研究領域において、応用、探究できる能力を修得していること（心理行動科学領域）。

【学位授与の要件】

心理学専攻の教育目標を理解し、必修科目を含む設置された講義・演習・実習科目から30単位を履修し、専門的知識、実践的スキル、専門職・研究者としての態度・能力を修得していること。

人文科学研究科 比較文化専攻

◎カリキュラム・ポリシー

<比較文化専攻 博士前期課程>

【教育課程の編成】

比較文化専攻は、地域文化研究、社会・文化コミュニケーション、女性学の3分野からなり、学際的知見を身につけ、修士論文を完成できるようカリキュラムを編成している。

1. 地域文化研究分野では、日本、アジア、欧米等の諸地域に関する歴史・文化・地理等の高度な専門知識や方法論を習得するための科目を配置している。
2. 社会・文化コミュニケーション分野では、宗教、言語、教育、民俗、地域活動に関する高度な専門知識や方法論を習得するための科目を配置している。
3. 女性学分野では、ジェンダーにおける歴史、教育、批評に関する高度な専門知識や方法論を習得するための科目を配置している。
4. 専門分野の資料の読み方、調査方法、論文の書き方等を習得できる基礎科目を配置している。

【学修方法・学修過程】

1. 地域文化研究分野、社会・文化コミュニケーション分野、女性学分野から科目を横断的に履修できる。
2. 基礎科目によって、専門分野の資料の読み方、調査方法、論文の書き方を習得する。
3. 指導主任教員からの研究指導に加え、年に2回、研究発表会で研究成果を口頭で発表し、他の教員、学生から助言を得る。
4. 学修の集大成として、専門的な視点から修士論文を完成させる。

【学修成果の評価】

GPA による成績評価を運用し、適切な評価を行う。また、論文作成、研究発表会での発表を通じて、学生の主体的な学修と協働の態度を養い、評価する。

<比較文化専攻 博士後期課程>

【教育課程の編成】

比較文化専攻は、地域文化研究、社会・文化コミュニケーション、女性学の3分野からなり、高度に学際的かつ独自性のある視点から研究を行い、博士論文を完成できるようカリキュラムを編成している。

【学修方法・学修過程】

1. 地域文化研究分野、社会・文化コミュニケーション分野、女性学分野から科目を横断的に履修できる。
2. 長期研究計画書作成し、指導主任教員及び他の教員からの指導・助言を得ながら、研究成果を年2回、研究成果発表会で口頭発表し、他の学生や教員から講評を得る。
3. 研究成果を『川村学園女子大学大学院研究年報』に1編以上掲載する。さらに査読付の学術研究誌に2編以上論文を掲載する。
4. 学修の集大成として博士論文を完成する。

【学修成果の評価】

GPA による成績評価を運用し、適切な評価を行う。また、論文作成、研究成果発表会での発表を通じて、学生の主体的な学修と協働の態度を養い、評価する。

◎ディプロマ・ポリシー

<比較文化専攻 博士前期課程>

【授与方針】

比較文化専攻博士前期課程では、研究者としての自覚を涵養し、専門分野における高度な知識を生かして社会に貢献できる人材を育成するため、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得し、修士論文を完成した学生に修士（文学）の学位を授与する。

【学生が身に付けるべき資質・能力】

1. 人文社会諸科学に関する学識を有し、研究分野における高度な専門知識及び方法論に習熟している。
2. 研究分野における課題探求力、分析力、考察力があり、自分の考えを論理的に展開でき、研究成果を発表し、ディスカッションができるコミュニケーション力がある。
3. 主体性を持ち、研究に携わる他の人々と協力して問題の解決に取り組むことができる。

【学位授与の基準】

- ・人文社会諸科学の研究分野における高度な専門知識を身に付け、それを問題解決のために運用することができる力を有していること。
- ・社会における貢献を目指し、他者と交流して問題解決に取り組む姿勢を有していること。

<比較文化専攻 博士後期課程>

【授与方針】

比較文化専攻博士後期課程では、研究者としての自覚とふさわしい人格を有し、研究分野における学際的視野と知識を以て真摯に問題に取り組む人材を育成するため、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得し、博士論文を完成した学生に博士（文学）の学位を授与する。

【学生が身に付けるべき資質・能力】

1. 人文社会諸科学に関する学際的な知識、研究分野における高度な学術的知見を有し、独自性のある視点から研究ができる。
2. 研究分野における問題提起力、分析・考察力、論理的展開力があり、研究成果を発表し、ディスカッションができるコミュニケーション力がある。
3. 主体的に研究に取り組み、他の研究者の意見を真摯に聞き、協力して問題解決に取り組むことができる。

【学位の授与の基準】

- ・ 人文社会諸科学の研究者としての自覚を持ち、専門分野の高度な知見を社会に生かそうとしていること。
- ・ 独自性のある研究業績を公表していること。
- ・ 社会における貢献を目指し、他の研究者と交流できること。

【学位論文の評価基準】

【心理学専攻 修士学位論文】

修士学位論文は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、以下のような評価項目を考慮に入れて、総合的に評価を行う。

1. 研究テーマの選択が適切であること
2. 先行研究の取り扱いが適切であること
3. 研究内容が新規性を有していること
4. 研究で使用した測定方法の適用の仕方が適切であること
5. 論旨が論理的に展開されていること
6. 文章の表記および表現方法が適切であること

比較文化専攻

【博士前期課程】

修士学位論文は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、以下のような評価項目を考慮に入れて、総合的に評価を行う。

1. 研究テーマの選択が適切であること
2. 先行研究や資料・文献の取り扱いが適切であること
3. 研究方法を明確に提示していること
4. 論旨が明確であること
5. 学術的貢献や新規性を有していること
6. 論文の体裁、文章表現、表記が適切であること

【博士後期課程】

博士学位論文は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づき、以下のような評価項目を考慮に入れて、総合的に評価を行う。

1. 研究テーマの選択が適切で、新規性を有していること
2. 国内外の先行研究を把握し、資料・文献の取り扱いが適切であること
3. 研究方法を明確に提示していること
4. 論旨が明確であること
5. 知見による専門分野への学術的貢献や社会的貢献を有していること
6. 論文の体裁、文章表現、表記が適切であること

1. 心 理 学 専 攻

心理学専攻の概要

現代社会は大きな変動期を迎え、ますます複雑・多様化してきている。その現代社会との関わりの中で人間の心とその本質について、さまざまな科学的見地から正確にしてトータルな知識を持つとともに、具体的な現実認識のもとで、人間性の深淵をあきらかにすることが重要であり、人間社会の将来をいかに設定すべきかの切実な課題にとりくむことが求められている。心理学は、その目的達成に向かい重要な役割を担っており、科学的方法論をもって、人間活動の全般について充実した研究・実践を続けている。その内容は、理論と応用、あるいは個人と社会、基礎と臨床というような対称的な諸軸による領域に分類され、それらは互いに密接な関連をもって構成され、そこでは、人間同士の直接の接触を基底にして研究データや必要情報が収集され、分析・考究されるとともに、一方では最新の様々な電子機器による厳密な測定や、高度の統計的数学的分析を駆使した結果の解析が行われている。また、情報科学という関連分野を結ぶ学際的研究活動の一環として、理工学に関連してコンピューターを媒介とする人工知能の構築とも関わり、他方では医学・生理学に関連して脳の機構と精神作用との対応の解明にも関与してきており、それらを通じて、人間の心のブラックボックスの解明に寄与している。

心理学専攻は、文学部心理学科を基礎とし、その教育・研究(教育課程及び教員構成)の特色をも配慮して、臨床心理学領域、心理行動科学領域の2領域から構成される。

これは学科の延長としてさらに高度の知識の修得を目指し、また独創性の豊かな研究を期待するものであり、広く社会における心理学関係の指導的役割を果たすことの可能な人材の育成を目標としている。また臨床心理学領域では、公認心理師および臨床心理士としての資質をはぐくむとともに、臨床現場でも十分に機能しうる人材の育成を目標としている。

「臨床心理学領域」においては、心やそれに関連する身体健康障害(適応障害や精神障害、心身症)や高齢者問題等の本質の探究及びそのために必要な測定・診断・治療・予後等の理論や技能の修得及びその実践を中心に、公認心理師・臨床心理士としての資質をはぐくむ。臨床現場でも臨床の専門家として十分に機能しうる資質を修得できるよう意図している。

「心理行動科学領域」においては、心理学をより専門的に学び、将来、心理学の専門的職業に就いたり、博士課程に進学することを目指している。知覚、記憶などの認知心理学分野と対人認知、文化などの社会心理学分野を中心に、各分野を専門とする教員から研究指導を受けながら、人間の知的機能や対人機能のメカニズムを科学的に探求することを意図している。

「臨床心理学領域」では、公認心理師必修10科目が整備されている。そして臨床家としての知識や技能の充実を図るため、「臨床心理学特論」をはじめとする必修科目5科目16単位を必修としている。さらに、臨床心理士取得のための選択必修科目5群も整備されている。また、指定病院等と連携して「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習)」、「臨床心理実習Ⅱ」を実施しうる体制を整えており、臨床現場での実体験を通じて、理論や技術の検証と修得が十分に可能となるように配慮している。

「心理行動科学領域」では、専門的知識の充実ならびに研究法の修得を図るため、専攻した領域で開設される選択必修科目の中から1科目以上を必修とするとともに、これらに領域共通の科目群の中から選択された科目を加えた計24単位以上を修得する。

また、各領域とも1年次より自由にテーマを定めて充実した研究指導を行えるように配慮し、「特別研究」として6単位を定め、大学院学生の自主的・積極的な研究活動に携われるよう構成されている。

心理学専攻修了後の進路等について

心理学専攻の修了生は、学術研究の高度化と優秀な研究者の養成を目指す博士課程にさらに進学する者のほかに、現代そして将来に求められる専門的知識及び実践技能を基礎として、人間性を尊重し広い視野をもって時代の変化に対応しながら、様々な社会活動の場における指導者として活躍するものと期待される。特に、カウンセリングや認知行動療法を始めとした種々の心理療法については、心身の健康障害の増加を背景としてその需要が顕在化しており、各種医療施設・社会福祉施設・教育機関等の職域において、社会に貢献しうると考えられる。

また、予想される主な修了後の進路としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・児童相談所、障害者相談センター、女性相談支援センター等の福祉機関及び障害児(者)入所・通所施設等の専門職員（公認心理師・臨床心理士・カウンセラー他）
- ・病院、クリニック、精神保健センター等の医療施設の専門職員（公認心理師・臨床心理士・カウンセラー他）
- ・一般企業・事業所等に設置された保健センター、心理相談所等の専門職員（公認心理師・臨床心理士・産業カウンセラー他）
- ・少年鑑別所、少年院、刑務所等の矯正保護機関および施設等の専門職員
- ・家庭裁判所等の調査官
- ・教育行政機関、教育研究機関、社会施設等の専門職員
- ・その他各種社会福祉法人、財団法人、特殊法人等の専門職員

「公認心理師」

資格の概要 「公認心理師法」に定められている心理職の国家資格。

取得の条件 大学・大学院の両方で、必要な科目を履修し修了する。もしくは大学で必要な科目を履修した後、一定期間、一定施設で実務に従事する。これらの条件を満たした後、国家試験に合格すると資格が得られる。

「臨床心理士」

資格の概要 文部科学省が認可した（財）日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格。

資格取得後も5年毎に活動や研究の成果の確認があり、基準を満たしていれば継続される。

取得の条件 臨床心理学領域修了後に受験資格が得られ、資格認定協会の試験に合格すると資格が得られる。

「シニア産業カウンセラー」

資格の概要 （社）日本産業カウンセラー協会が認可する資格の一つである。

取得の条件 産業カウンセラーの資格を得、協会が指定する科目講座を受講した上で、心理学又は心理学隣接諸科学を専攻し、心理学の授業科目より所定の8単位以上を修得し、修士の学位を得ると、受験申請資格が得られる。学科試験および実技試験合格者が資格を認定される。

心理学専攻 臨床心理学領域 開講科目

授業科目名	学習方法	単位	期間	年次	必修	備考
臨床心理学特論	講義	4	通年	1・2	必修	
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	講義	2	半期	1・2	必修	
臨床心理面接特論Ⅱ	講義	2	半期	1・2	必修	
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	演習	2	半期	1・2	必修	
臨床心理査定演習Ⅱ	演習	2	半期	1・2	必修	
臨床心理基礎実習	実習	2	通年	1	必修	
臨床心理実習Ⅱ	実習	2	通年	2	必修	
臨床心理実習Ⅰ（1）（心理実践実習）	実習	2	通年	1	選必	
臨床心理実習Ⅰ（2）（心理実践実習）	実習	2	通年	2	選必	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	選必	
心理療法各論Ⅰ（認知行動療法）	講義	2	半期	1・2	選必	
心理療法各論Ⅱ（精神分析）	講義	2	半期	1・2	選必	
精神医学（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	講義	2	半期	1・2	選必	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義	2	半期	1・2	選必	
福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	選必	
☆深層心理学概論（1）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆深層心理学概論（2）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆社会心理学特講（1）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆社会心理学特講（2）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆心理行動科学研究法（1）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆心理行動科学研究法（2）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆認知心理学特講（1）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆認知心理学特講（2）	講義	2	半期	1・2	選必	
心理統計法特講（1）	講義	2	半期	1・2	選必	
心理統計法特講（2）	講義	2	半期	1・2	選必	
生理心理学特講（1）	講義	2	半期	1・2	選必	
生理心理学特講（2）	講義	2	半期	1・2	選必	
心の健康教育に関する理論と実践	講義	2	半期	1・2	選必	
学校心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開）	講義	2	半期	1・2	選必	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	選必	
☆集団力学特講（1）	講義	2	半期	1・2	選必	
☆集団力学特講（2）	講義	2	半期	1・2	選必	
心理学特別研究	演習	6	通年	1～2	必修	

＜履修上の注意＞

- ・ 上記科目から特別研究を含め、30単位以上を修得しなければならない。
- ・ ☆印は、隔年開講
- ・ 年次「1・2」は、1年次または2年次に履修することができる科目。
年次「1～2」は、1年次及び2年次ともに履修しなければならない科目。
- ・ 必修科目及び選択必修科目は、臨床心理学領域以外の院生は履修することができない。
- ・ 選択必修科目は、原則として臨床心理学領域以外の院生は履修することができない。
- ・ 選択科目は、特定の分野に偏らず、幅広く履修すること。

心理学専攻 心理行動科学領域 開講科目

授業科目名	学習方法	単位	期間	年次	必選	備考
社会心理学研究	講義	4	通年	1・2	選必	
認知心理学研究	講義	4	通年	1・2	選必	
☆社会心理学特講(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
☆社会心理学特講(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
☆心理行動科学研究法(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
☆心理行動科学研究法(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
☆認知心理学特講(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
☆認知心理学特講(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
心理統計法特講(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
心理統計法特講(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
生理心理学特講(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
生理心理学特講(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
心の健康教育に関する理論と実践	講義	2	半期	1・2	選必	
学校心理学特講(教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2	半期	1・2	選必	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	選必	
☆集団力学特講(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
☆集団力学特講(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
心理学特別研究	演習	6	通年	1～2	必修	

<履修上の注意>

- ・ 上記科目から特別研究を含め、30単位以上を修得しなければならない。
- ・ ☆印は、隔年開講
- ・ 年次「1・2」は、1年次または2年次に履修することができる科目。
年次「1～2」は、1年次及び2年次ともに履修しなければならない科目。
- ・ 心理行動科学領域以外の院生が、「社会心理学研究」「認知心理学研究」を履修することはできない。
心理行動科学領域の院生は、「社会心理学研究」「認知心理学研究」のうち、1科目以上を履修すること。

公認心理師に関する専門教育科目

授業科目名	学習方法	単位	期間	年次	必修	備考
精神医学(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2	半期	1・2	必修	
福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	必修	
学校心理学特講(教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2	半期	1・2	必修	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	必修	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	必修	
臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2	半期	1・2	必修	
臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	講義	2	半期	1・2	必修	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義	2	半期	1・2	必修	
心の健康教育に関する理論と実践	講義	2	半期	1・2	必修	
臨床心理実習Ⅰ(1)(心理実践実習)	実習	2	半期	1	必修	
臨床心理実習Ⅰ(2)(心理実践実習)	実習	2	半期	2	必修	

<履修上の注意>

- ・ 上記科目から、22単位以上を修得しなければならない。

臨床心理士に関する専門教育科目

授業科目名	学習方法	単位	期間	年次	必修	群	備考
臨床心理学特論	講義	4	通年	1・2	必修		
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	講義	2	半期	1・2	必修		
臨床心理面接特論Ⅱ	講義	2	半期	1・2	必修		
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	演習	2	半期	1・2	必修		
臨床心理査定演習Ⅱ	演習	2	半期	1・2	必修		
臨床心理基礎実習	実習	2	通年	1・2	必修		
臨床心理実習Ⅱ	実習	2	通年	1・2	必修		
心理統計法特講（１）	講義	2	半期	1・2	選必	A	A～Eの各群から１科目以上の５科目 １０単位以上を修得すること 履修にあたっては、特定の科目群に偏ることなく幅広く修得すること
心理統計法特講（２）	講義	2	半期	1・2	選必		
心理行動科学研究法（１）	講義	2	半期	1・2	選必		
心理行動科学研究法（２）	講義	2	半期	1・2	選必		
認知心理学特講（１）	講義	2	半期	1・2	選必	B	
認知心理学特講（２）	講義	2	半期	1・2	選必		
生理心理学特講（１）	講義	2	半期	1・2	選必		
生理心理学特講（２）	講義	2	半期	1・2	選必		
心の健康教育に関する理論と実践	講義	2	半期	1・2	選必		
学校心理学特講（教育分野に関する理論と支援の展開）	講義	2	半期	1・2	選必		
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義	2	半期	1・2	選必	C	
社会心理学特講（１）	講義	2	半期	1・2	選必		
社会心理学特講（２）	講義	2	半期	1・2	選必		
集団力学特講（１）	講義	2	半期	1・2	選必		
集団力学特講（２）	講義	2	半期	1・2	選必		
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	選必		
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	選必	D	
精神医学（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	講義	2	半期	1・2	選必		
福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	2	半期	1・2	選必		
深層心理学概論（１）	講義	2	半期	1・2	選必	E	
深層心理学概論（２）	講義	2	半期	1・2	選必		

心理療法各論Ⅰ（認知行動療法）	講義	2	半期	1・2	選必		
心理療法各論Ⅱ（精神分析）	講義	2	半期	1・2	選必		

＜履修上の注意＞

・選択必修科目E群は臨床心理学領域以外の院生は履修することができない。

心理学専攻 専修免許科目対応表

免許状 の種類	免許法施行規則に 定める科目区分	必 要 単位数	左記に対応する開設授業科目		備 考
			授業科目名	単位	
高専免 (公民)	大学が独自に設定 する科目	24	臨床心理学特論	4	24単位以上修得すること
			臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援 に関する理論と実践)	2	
			臨床心理面接特論Ⅱ	2	
			家族関係・集団・地域社会にお ける心理支援に関する理論と 実践	2	
			深層心理学概論(1)	2	
			深層心理学概論(2)	2	
			社会心理学研究	4	
			認知心理学研究	4	
			社会心理学特講(1)	2	
			社会心理学特講(2)	2	
			心理行動科学研究法(1)	2	
			心理行動科学研究法(2)	2	
			認知心理学特講(1)	2	
			認知心理学特講(2)	2	
			心理統計法特講(1)	2	
			心理統計法特講(2)	2	
			生理心理学特講(1)	2	
			生理心理学特講(2)	2	
			集団力学特講(1)	2	
			集団力学特講(2)	2	
			計	46	

2. 比 較 文 化 專 攻 (博士前期課程)

比較文化専攻（博士前期課程）の概要

比較文化専攻（博士前期課程）の教育目的

現代は、国家・民族・宗教間の対立が激化している一方、国際化・グローバリゼーションによって異文化交流が身近なものになっています。このような時代においては、これまでのような分断された専門分野での研究を超えた枠組みが必要になっています。

このため、比較文化専攻では、人文学系の大学院として、諸地域の文化、社会、宗教、教育、言語、ジェンダーに関する高度な知識を身につけ、現代社会の諸問題を解決できる人材を育成します。

【地域文化研究分野】

文化は、地域・環境・気候風土によって大いに異なります。また、背景が異なるにもかかわらず、共通点も見出せます。そこで、日本文化、アジア・オセアニアの文化、ヨーロッパ・アメリカの文化を学際的な視野から研究します。それまでに学んだ文学・歴史・地理・芸術・民俗などの領域を基軸に、新しい視点を開拓し、発展させます。

【社会・文化コミュニケーション分野】

世界の各地域をグローバルな視点から横断的・学際的にとらえ、宗教、言語、教育、情報、表象文化、地域活動など現代社会の課題にせまるグローバル・スタディーズをめざします。

【女性学分野】

本分野は、21世紀の大きな学問領域であり、男女共同参画社会の実現という社会的責務を負っています。ジェンダーの視点から人文社会諸科学を統合する新しい超領域的な研究を行います。

比較文化専攻（博士前期課程）修了後の進路等について

本専攻では、3つの分野のいずれを選択しても、他の2分野への知的目配りをするように、履修指導を行っています。これによって、自己の専門分野を探究すると同時に、幅広い知識の獲得へ向き合う姿勢を身に着けることができます。

修了後は、博士後期課程への進学その他、高度な知識と教養を有して地方自治体や企業への就職、あるいはNPO/NGOでの活動、学芸員の資格を生かし美術館・博物館への就職、また、専修免許(中学英語、高校英語、中学社会、高校地理・歴史)を取得し教育機関で次世代育成への貢献、さらに研究機関での研究等の進路があります。

比較文化専攻（博士前期課程） 開講科目

分野	授業科目名	学習方法	単位	期間	年次	必修	備考
地域文化研究	比較日本文化研究Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究Ⅲ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究Ⅲ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究演習Ⅰ(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究演習Ⅰ(2)	演習	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究演習Ⅱ(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究演習Ⅱ(2)	演習	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究演習Ⅲ(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	比較日本文化研究演習Ⅲ(2)	演習	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究演習Ⅰ(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究演習Ⅰ(2)	演習	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究演習Ⅱ(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	アジア・オセアニア文化研究演習Ⅱ(2)	演習	2	半期	1・2	選必	
	ヨーロッパ文化研究Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	ヨーロッパ文化研究Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	ヨーロッパ文化研究Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	ヨーロッパ文化研究Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	ヨーロッパ文化研究演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	ヨーロッパ文化研究演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究Ⅲ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究Ⅲ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	イギリス・アメリカ文化研究演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必	
	地理学特論Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	地理学特論Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	地理学特論Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必	
	地理学特論Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必	
	地理学演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必	
	地理学演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必	

社会・文化コミュニケーション	比較文化論基礎論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較文化論基礎論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較文化論特論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較文化論特論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較文学演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	比較文学演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	表象文化論基礎論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	表象文化論基礎論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	宗教学	講義	2	半期	1・2	選必
	比較芸術学	講義	2	半期	1・2	選必
	比較教育学(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較教育学(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較教育学演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	比較教育学演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	メディア研究Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	メディア研究Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	メディア研究Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	メディア研究Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	メディア研究Ⅲ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	メディア研究Ⅲ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	情報ビジネス論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	情報ビジネス論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	情報ビジネス演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	情報ビジネス演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅲ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅲ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅳ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	比較言語研究Ⅳ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	文化人類学特論Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	文化人類学特論Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	文化人類学特論Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	文化人類学特論Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	地域活動論	講義	2	半期	1・2	選必
女性学	女性学基礎論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	女性学基礎論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー文化論演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー文化論演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー社会論基礎論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー社会論基礎論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー社会論特論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー社会論特論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー社会論演習(1)	演習	2	半期	1・2	選必

	ジェンダー社会論演習(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー教育学(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	ジェンダー教育学(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	女性史(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	女性史(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	フェミニズム批評Ⅰ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	フェミニズム批評Ⅰ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	フェミニズム批評Ⅱ(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	フェミニズム批評Ⅱ(2)	講義	2	半期	1・2	選必
基礎科目	資料講読演習Ⅰ(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅰ(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅱ(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅱ(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅲ(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅲ(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅳ(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅳ(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅴ(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅴ(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅵ(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅵ(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅶ(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	資料講読演習Ⅶ(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	Academic Writing(1)	演習	2	半期	1・2	選必
	Academic Writing(2)	演習	2	半期	1・2	選必
	人文地理学調査法(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	人文地理学調査法(2)	講義	2	半期	1・2	選必
	ユーラシア文化論(1)	講義	2	半期	1・2	選必
	ユーラシア文化論(2)	講義	2	半期	1・2	選必
修士論文指導		演習	6	通年	1～2	必修

<履修上の注意>

- ・専攻する分野から4科目8単位以上修得すること。
基礎科目の中から2単位以上を修得すること。
上記の単位と修士論文指導を含め、30単位以上を修得すること。
- ・年次「1・2」は、1年次または2年次に履修することができる科目。
年次「1～2」は、1年次及び2年次ともに履修しなければならない科目。

比較文化専攻 専修免許科目対応表

免許状 の種類	免許法施行規則に 定める科目区分	必要 単位数	左記に対応する開設授業科目		備 考
			授業科目名	単位	
中専免 (英語)	大学が独自に設定 する科目	24	イギリス・アメリカ文化研究Ⅰ(1)	2	24単位以上修得 すること
			イギリス・アメリカ文化研究Ⅰ(2)	2	
			イギリス・アメリカ文化研究Ⅱ(1)	2	
			イギリス・アメリカ文化研究Ⅱ(2)	2	
			イギリス・アメリカ文化研究Ⅲ(1)	2	
			イギリス・アメリカ文化研究Ⅲ(2)	2	
			比較文化論特論(1)	2	
			比較文化論特論(2)	2	
			比較言語研究Ⅱ(1)	2	
			比較言語研究Ⅱ(2)	2	
			比較言語研究Ⅲ(1)	2	
			比較言語研究Ⅲ(2)	2	
			比較言語研究Ⅳ(1)	2	
			比較言語研究Ⅳ(2)	2	
			Academic Writing(1)	2	
			Academic Writing(2)	2	
高専免 (英語)			計	32	

免許状 の種類	免許法施行規則に 定める科目区分	必 要 単位数	左記に対応する開設授業科目		備 考
			授業科目名	単位	
中専免 (社会)	大学が独自に設定 する科目	24	比較日本文化研究Ⅰ(1)	2	24単位以上修得 すること
			比較日本文化研究Ⅰ(2)	2	
			比較日本文化研究演習Ⅱ(1)	2	
			比較日本文化研究演習Ⅱ(2)	2	
			アジア・オセアニア文化研究Ⅰ(1)	2	
			アジア・オセアニア文化研究Ⅰ(2)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅰ(1)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅰ(2)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅱ(1)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅱ(2)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅰ(1)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅰ(2)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅱ(1)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅱ(2)	2	
			文化人類学特論Ⅰ(1)	2	
			文化人類学特論Ⅰ(2)	2	
			文化人類学特論Ⅱ(1)	2	
			文化人類学特論Ⅱ(2)	2	
			ユーラシア文化論(1)	2	
			ユーラシア文化論(2)	2	
			比較教育学(1)	2	
			比較教育学(2)	2	
			ジェンダー教育学(1)	2	
			ジェンダー教育学(2)	2	
			計	48	

免許状 の種類	免許法施行規則に 定める科目区分	必 要 単位数	左記に対応する開設授業科目		備 考
			授業科目名	単位	
高専免 (地理 歴史)	大学が独自に設定 する科目	24	比較日本文化研究Ⅰ(1)	2	24単位以上修得 すること
			比較日本文化研究Ⅰ(2)	2	
			比較日本文化研究演習Ⅱ(1)	2	
			比較日本文化研究演習Ⅱ(2)	2	
			アジア・オセアニア文化研究Ⅰ(1)	2	
			アジア・オセアニア文化研究Ⅰ(2)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅰ(1)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅰ(2)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅱ(1)	2	
			アジア・オセアニア文化研究演習Ⅱ(2)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅰ(1)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅰ(2)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅱ(1)	2	
			ヨーロッパ文化研究Ⅱ(2)	2	
			文化人類学特論Ⅰ(1)	2	
			文化人類学特論Ⅰ(2)	2	
			ユーラシア文化論(1)	2	
			ユーラシア文化論(2)	2	
			比較教育学(1)	2	
			比較教育学(2)	2	
			ジェンダー教育学(1)	2	
			ジェンダー教育学(2)	2	
			計	44	

3. 比較文化専攻 (博士後期課程)

比較文化専攻（博士後期課程）の概要

比較文化専攻（博士後期課程）は、比較文化領域の研究者・教育者の養成を第一の目的とするとともに、すでに修士号を取得して国際機関等で活動している人々に、これらの機関のオフィサーとして、諸外国のリーダーと伍して活動しうる人材の養成を目的としている。

本研究科を修了して博士の学位を取得するには、3年以上在学し、14単位以上を履修し、必要な研究指導を受けたうえ、学位請求論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし特に優れた研究業績をあげた者は、1年以上3年未満の在学をもって修了することができる。

本研究科における教育研究指導は次のように行われる。

- ①本研究科に入学した者は、自分の研究テーマに基づき、主たる研究指導教員（以下、指導主任教員）1名を選び、その指導主任教員のもとで研究テーマの細目を決定する。
- ②研究科生は、入学時に提出した「研究計画書」をもとに「長期研究計画書」（年次計画書）を作成し、入学年度の4月に指導主任教員に提出する。
- ③研究科生は、指導主任教員ならびに他の教員らの指導・助言を得ながら、統合的な視点から研究活動を進め、年2回の研究成果報告会で研究成果等を口頭で発表する。
- ④1年次後期開始時に、第1回研究成果報告会での報告を踏まえ、博士論文構想を指導主任教員に提出する。
研究テーマ、執筆構想、年次計画等A4(40字×40行、約3000字)
- ⑤研究科生は、研究成果を『川村学園女子大学大学院研究年報』（以下、『研究年報』）に1編以上掲載する。
さらに、学会誌等の査読付の学術専門誌に2編以上の論文を掲載する。
- ⑥研究科生は、『研究年報』掲載論文1編以上と2編以上の学術誌掲載論文をもって学位請求論文提出資格審査を、研究科長に任命された教員によって構成される資格審査委員会に請求する。
- ⑦資格審査委員会によって学位請求論文提出資格ありと認定された場合には、博士論文を提出期限（1月）までに提出する。
- ⑧提出された学位請求論文は、指導主任教員ならびに研究科長に任命された他領域の教員によって構成される論文審査委員会によって審査される。
- ⑨最終試験は審査委員会による口述試験とする。

比較文化専攻（博士後期課程） 開講科目

分野	授業科目名	単位	期間	年次	必選	備 考
地域文化研究	日本文化専門研究演習Ⅰ	2	通年	1・2・3	選必	4科目8単位以上 博士論文指導6単位 計14単位以上修得し、 かつ必要な論文を提出し、 その審査及び試験に合格すること
	日本文化専門研究演習Ⅱ	2	通年	1・2・3	選必	
	アジア文化専門研究演習Ⅰ	2	通年	1・2・3	選必	
	アジア文化専門研究演習Ⅱ	2	通年	1・2・3	選必	
	欧米文化専門研究演習Ⅰ	2	通年	1・2・3	選必	
	欧米文化専門研究演習Ⅱ	2	通年	1・2・3	選必	
	地理学専門研究演習Ⅰ	2	通年	1・2・3	選必	
	地理学専門研究演習Ⅱ	2	通年	1・2・3	選必	
社会・文化コミュニケーション	比較文化専門研究演習Ⅰ	2	通年	1・2・3	選必	
	比較文化専門研究演習Ⅱ	2	通年	1・2・3	選必	
	比較教育学専門研究演習	2	通年	1・2・3	選必	
女性学	女性学専門研究演習Ⅰ	2	通年	1・2・3	選必	
	女性学専門研究演習Ⅱ	2	通年	1・2・3	選必	
博士論文指導		6	通年	1～3	必修	

XI 諸 規 則

1. 川村学園女子大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目 的

- 第1条 川村学園女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法、学校教育法及び川村学園創立の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。
- 2 前各項の目的のため、学長を教学上の責任者とし、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として学長の下に教学マネジメント会議を置く。
- 3 教学マネジメント会議については、別に定める。
- 4 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2節 組 織

- 第2条 本大学院に人文科学研究科（修士課程、博士前期課程及び博士後期課程）を置く。
- 2 前項の研究科に置く専攻及びその学生定員は次のとおりとする。
- 人文科学研究科
- | | | |
|----------------|----------|----------|
| 心理学専攻（修士課程） | 入学定員 10名 | 収容定員 20名 |
| 比較文化専攻（博士前期課程） | 入学定員 5名 | 収容定員 10名 |
| 比較文化専攻（博士後期課程） | 入学定員 3名 | 収容定員 9名 |
- 3 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

第2条の2 専攻ごとの人材養成の目的は、別表Ⅶのとおりとする。

第3節 教 員 組 織

- 第3条 本大学院の教員組織は、学部等の教員をもって構成する。
- 2 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。
- 3 本大学院における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、教授及び准教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、講師に分担させることができる。

第4節 研究科長及び運営組織

- 第4条 本大学院人文科学研究科に研究科長を置く。
- 2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

第5条 （削除）

- 第6条 本大学院に、重要事項を審議するため、人文科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。
- 2 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、附属図書館長及び大学院担当専任教員をもって組織する。ただし、学長は研究科委員会の運営として必要と認めた場合は、他の教職員を研究科委員会に出席させることができる。
- 3 学長は、研究科委員会を招集し、副学長がその議長となる。ただし副学長に事故あるとき、又は欠けたとき、又は学長が必要と認めたときは、学長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 研究科委員会は、次の事項を審議し学長に意見を述べるものとする。
- (1) 大学院生の入学及び修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5節 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から3月31日まで

- 2 授業時間数確保のため必要がある場合には、学長は、前項における授業開始日を変更することができる。

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 学園創立記念日 4月12日
 - (4) 夏期休業 7月28日から 9月15日まで
 - (5) 冬期休業 12月21日から 1月10日まで
 - (6) 春期休業 3月23日から 3月31日まで
- 2 必要がある場合は、前項の休業日に実習等の授業を行うことができる。
- 3 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 大学院通則

第1節 標準修業年限及び在学期間

第10条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程は、これを前期2年、後期3年の課程に区分する。

第11条 修士課程及び博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することはできない。

- 2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条又は、第17条の規定により入学した学生は、第18条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

第13条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

修士課程及び博士前期課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) その他大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

博士後期課程

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第14条 本大学院へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

- 2 納付した入学検定料は返付しない。

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約保証書その他必要な入学書類に、所定の学費を添えて手続きしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第17条 博士の学位を授与したときは、本学は、授与した日から 3か月以内に、論文内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に係わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の了承を受けて、当該博士の学位に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、研究科委員会の了承を受けて、インターネットの利用により行うものとする。

第19条 前 2条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第20条 保証人は、独立して生計をたてている身元確実な成年者で、本大学院において適当と認めた者とする。

- 2 保証人は、次の各号に掲げる事項について責任を負う。
 - (1) 本大学院の学則に定める学費等の納付及び本大学院が予め通知する諸費用の納付。
 - (2) 学生に対して本大学院の諸規則を遵守するよう指導すること。
- 3 保証人が死亡又は辞任したときは、これにかかわる者を保証人として、すみやかに変更届を提出しなければならない。
- 4 保証人に改姓、改名、転籍、転居及び改印があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第3節 教育課程及び履修方法等

第21条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

第22条 授業科目、その単位数及び履修方法については、別表Ⅰのとおりとする。

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基

準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、別に単位数を定めることができる。

第24条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、第23条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第26条 授業科目の試験の成績は、AA(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点～0点)の5段階をもって表示し、AA、A、B、Cを合格とする。

第27条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第27条の2 教育職員免許状及び資格取得を目的とし、教育上有益と認めるときは、本学学部において開設している科目を履修することができる。ただし、教育職員免許状及び資格取得に関する履修費等については、学部学生と同様に納付するものとする。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 教育職員免許状及び資格取得の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第28条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を認めるときには、修士課程及び博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、学長が定める。

第29条 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第30条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科委員会において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第31条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に 2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科が修士課程又は博士前期課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 5年（修士課程又は博士前期課程に 2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2年以上の在学期間を含む。）以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1年以上在学すれば足りるものとする。

第32条 本大学院は、修士論文及び博士論文の審査、最終試験等を行うため、研究科委員会で選出する 2人以上の教授（研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。）及び研究指導を担当した教授又は准教授をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

第33条 前条の決定に基づき、学長が課程修了の認定を行う。

第34条 本大学院の課程を修了した者に対し、課程に応じ次の区分に従って学位を授与する。

人文科学研究科

心理学専攻（修士課程） 修士（心理学）

比較文化専攻（博士前期課程） 修士（文学）

比較文化専攻（博士後期課程） 博士（文学）

第35条 教育職員免許状の資格取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に則り別表Ⅱのとおり修得するものとする。

2 本大学院において取得できる教育職員免許状は次表の通りとする。

専 攻	免許教科	免許状の種類
心理学専攻	公 民	高等学校教諭専修免許状
比較文化専攻	英 語	中学校教諭専修免許状
		高等学校教諭専修免許状
	社 会	中学校教諭専修免許状
	地理歴史	高等学校教諭専修免許状

第 4 節 休学・転学・留学及び退学

第36条 疾病その他やむを得ない理由により、2 ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第37条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2年を超えることができない。

- 3 休学期間は第 11条に定める在学年限に算入しない。
- 4 休学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。

第38条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第39条 他の大学院へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第40条 外国の大学院で学修することを志願する者は、保証人連署で留学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 留学に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第10条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第36条 2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 2 前項により除籍となった者は、原則として再入学を許可しない。

第5節 賞 罰

第43条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

第44条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 前項により退学となった者は、原則として再入学を許可しない。

第6節 聴講生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

第45条 本大学院において、特定の授業科目を受講しようとする者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生又は科目等履修生の資格は、第12条に定める者とする。
- 3 聴講又は履修期間は、1年間とする。
- 4 聴講生の聴講料は、別表Ⅳのとおりとし、科目等履修生の履修料は、別表Ⅴのとおりとする。
- 5 科目等履修生は、単位修得証明書及び成績証明書を請求することができる。

第45条の2 本大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の研究料は別表Ⅵのとおりとする。
- 3 研究生に関し、必要な事項は別に定める。

第46条 学長は、第12条第 3号に定める入学資格を有する外国人で入学を志願する者については、選考のうえ許可することができる。

第7節 学 費

第47条 学費は、入学金、授業料、施設費、設備資金及び実験実習費等とし、別表Ⅲのとおりとする。

2 学費の徴収方法及び期日等については、別に定める。

第48条 納付した学費は返付しない。

第49条 在学中の学費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第8節 改 廃

第50条 この学則の改廃は、学長が研究科委員会の意見を聴き、理事会の承認を得て行う。

第9節 雑 則

第51条 この学則に定めがあるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附 則

この学則は、令和3年 4月 1日から施行し、令和3年度の入学を許可された者から適用する。

別表 I ～VI 省略

別表 VII 人材養成の目的

専攻	人材養成の目的
心理学専攻 (修士課程)	心理学諸領域における高度な知識に精通すると共に、専門的研究・臨床に従事でき得る技能を修得し、社会の場での指導的役割を担う、あるいは臨床・教育の場での実践的能力を発揮できる人材の養成を目的とする。
比較文化専攻 (博士前期課程)	地域文化研究、社会・文化コミュニケーション、女性学の分野における、文化、社会、宗教、教育、言語、ジェンダーに関する高度な知識を横断的に身につけ、現代社会における諸問題解決に貢献できる人材の養成を目的とする。
比較文化専攻 (博士後期課程)	人文科学諸分野における研究者・教育者として高度な専門性を身につけ、各組織の中核的存在として活躍できる人材の養成を目的とする。

2. 人文科学研究科委員会規程

第1条 川村学園女子大学大学院（以下「大学院」という。）に、人文科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

第2条 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、附属図書館長及び大学院担当専任教員をもって組織する。

- 2 理事長は、研究科委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 事務局長は、学長が必要と認めたときは、研究科委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 学長が特に必要と認めたときは、他の教職員を研究科委員会に出席させることができる。

第3条 研究科委員会は、学長が招集し、副学長がその議長となる。

- 2 副学長に事故あるとき、又は欠けたとき、又は学長が必要と認めたときは、学長が指名した者がその職務を代行する。

第4条 学長は、次の場合研究科委員会を招集する。

- (1) 原則として、毎月1回の定例会議のとき
- (2) 学長が必要と認めたとき
- (3) 研究科委員会構成員の3分の1以上から要請があるとき

第5条 研究科委員会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 前項の定足数の算定には、休職者及び2か月以上の長期欠勤者を加えない。

第6条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 大学院生の入学及び修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第7条 研究科委員会の議事は、出席研究科委員会構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 研究科委員会に書記を置き、書記は議事録の作成及び保管に当たる。

- 2 研究科委員会の事務は、修学支援室がこれに当たる。

第9条 研究科委員会の諮問機関として、各種委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会は、研究科委員会の諮問事項を審議する。

第10条 この規程の改廃は、学長が研究科委員会の意見を聴き、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

3. 川村学園女子大学学位規程

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに川村学園女子大学学則第39条及び川村学園女子大学大学院学則第33条の規定に基づき、川村学園女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

3 学士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文 学

心理学

社会学

4 修士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文 学

心理学

5 博士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文 学

第3条 学士の学位の授与は、川村学園女子大学学則の規定により、本学学部を卒業した者に対し行う。

第4条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に対し行う。

第5条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本大学院の博士後期課程を修了した者に対し行う。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本大学院の博士後期課程を経ない者が、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。

3 本大学院の博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。

第6条 修士及び博士の学位論文は、学長に提出しなければならない。

2 学位論文は、1篇3通とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

第7条 第5条第1項、第2項及び第3項に規定する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書並びに所定の学位論文審査手数料を添えるものとする。学位論文審査手数料については別に定める。

2 学位論文の提出先、論文の部数等については、前条各項の規定を準用する。

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

第9条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託する。

2 研究科委員会は、前項の審査を行うための審査委員会を設ける。

第10条 第5条第2項の規定による、博士の学位授与の申請があったときは、審査委員会は、当該申請者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、博士の学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、筆答又は口述の試問により行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、試問を行わないことができる。

第11条 第5条第3項に規定する者が、退学後3年以内に博士の学位論文を提出した場合には、学力の確認を行わないことができる。

第12条 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。

2 博士の学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。

(1) 本大学院の博士後期課程修了予定者にあつては、当該年度末までとする。

(2) 第5条第2項及び第3項に規定する者にあつては、学位論文を受理した日から1年以内とする。

第13条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、学位論文の内容の要旨、審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に文書で報告しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する者については、学力の確認の結果の要旨も併せて添付する。

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かについて審議する。

2 前項の審議には、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成があることを要する。ただし、長期出張中及び休職中の委員は委員の総数に算入しない。

第15条 研究科委員会が前条の審議をしたときは、副学長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、博士の学位にあつては、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨及び学力の確認の要旨を添付する。

第16条 学長は、前条の報告により、学位を授与すべきものと決定した者には学位を授与し、学位を授与できないと決定した者については、その旨を通知する。

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に、論文内容の要旨及び審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表する。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定に係わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、学長の承認を得て、インターネットの利用により行わなければならない。

第19条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記しなければならない。

第20条 本学において博士の学位授与をしたときは、学長は、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

第21条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

第22条 学位記の様式は、別記様式1、2、3及び4のとおりとする。

第23条 この規程に定めがあるものを除くほか、必要な事項は学長が定める。

第24条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

4. 川村学園女子大学大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規

第1条 修士論文（以下「論文」という。）の題目について、学生は指導教員の承認を得たうえ、論文提出の年度の5月末日までに、論文題目届を修学支援室に提出するものとする。

2 論文題目を変更するときは、指導教員の承認を得たうえ、速やかに論文題目変更届を修学支援室に提出するものとする。

第2条 論文の審査を受けようとする者は、論文審査の申請に先だち、論文中間報告として論文概要（400字程度）を修学支援室に提出するものとする。

2 論文概要の提出期限は、10月末日とする。

3 論文概要の提出があった者に対して、指導教員は、提出者にその説明を求め、あるいは論文説明会の日を定めて発表させることがある。

第3条 論文を提出するときは、論文1篇3通（正本1通・副本2通）及び論文審査申請書を修学支援室に提出する。

2 論文提出の日時は、学長が定める。

3 指定された日時に提出しない者の論文は、原則として受理しない。ただし、特別の理由があるときは、受理することがある。

4 論文審査のため必要があるときは、論文の訳文、その他関係資料を提出させることがある。

第4条 研究科委員会は、論文審査の申請があった論文について、指導教員を含めて3名以上の論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選定する。

2 審査委員は、審査委員会を構成し、主査1名を定める。

第5条 審査委員会は、提出された論文について論文発表会を開催することがある。この場合論文発表者は、論文内容を説明し、出席者との間に質疑応答を行う。

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行う。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が不相当と認めたときは、最終試験を行わないことがある。

3 論文及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評価をもって表す。

第7条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、審査及び試験の結果に、学位授与の可否についての意見を添えて、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

第8条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて学位論文及び最終試験の合否の決定、並びに課程修了についての認定を行い、学位を授与できるか否かを審議する。

第9条 研究科委員会が前条の審議をしたときは、副学長は、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第10条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与を決定する。

第11条 学長は、学位を授与すべき者には学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

第12条 論文審査等に要する書式の様式は、別表のとおりとする。

第13条 この内規の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この内規は、令和3年4月 1 日から施行する。

5. 川村学園女子大学大学院博士の学位審査に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、川村学園女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、博士の学位審査に関する必要な事項を定める。

(学位論文審査の申請)

第2条 学位規程第5条第1項の規定に係わる学位論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学位申請書に次の書類を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位論文 1篇3部
- (2) 論文要旨 3部
- (3) 履歴書 3部
- (4) 論文目録 3部

2 前項の学位申請書等の提出時期は、原則として毎年1月15日及び7月15日とする。

3 学位規程第5条第2項及び第3項の規定に係わる学位論文の審査を申請する者についても、前2項の規定を準用する。

(学位論文審査手数料)

第3条 学位規程第5条第1項及び第3項に規定する学位論文審査手数料は、100,000円とする。

2 学位規程第5条第2項に規定する学位論文審査手数料は、150,000円とする。

(審査委員会)

第4条 学位規程第9条第1項の規定に基づき、学長は3名以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 学長は、前項の審査委員のうちから、主査1名及び副査2名を指名する。

3 審査委員の任期は、当該審査委員会において論文審査の合格又は不合格が判定された日までとする。

(審査委員会の特例)

第5条 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不相当と認めるときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合、審査委員会は、学位規程第13条の規定に係わらず、最終試験の結果の要旨及び学力確認の結果の要旨を添付することを要しないものとする。

(学位授与の議決)

第6条 学位規程第14条第1項の規定による審議は、投票によるものとする。

(書類等の様式)

第7条 学位論文審査に関する書類の様式は、別に定める。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。